

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案） 概要版

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

1 計画改定の趣旨

「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」（以下「第1期保存活用計画」という。）は、史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値や魅力を広く周知するため、史跡の適切な「保存管理」、「活用」、「整備」、「管理運営体制」等についてのマスタープランとして平成30（2018）年2月に策定した。

その後、史跡橘樹官衙遺跡群を取巻く環境の変化や、発掘調査で得られた遺跡の新たな知見等により、国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（以下「第1期整備基本計画」という。）の内容が歴史的事実と異なっていることが判明したため、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会や文化庁の指導を受けつつ、第1期整備基本計画を改定することにした。また併せて、整備基本計画と対応する第1期保存活用計画の内容についても改定することとした。

2 計画の位置づけ

・「川崎市総合計画」における（施策4-8-2）市民の文化芸術活動の振興の中に位置づけられている**橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業の今後の基本的な方針等を定めるもの**。

・令和6（2024）年7月に文化庁長官の認定を受けた「川崎市文化財保存活用地域計画」では、市内文化財の保存・活用を推進していくための個別の取組方針として、必要に応じた既存計画の見直し・改定が示されている。

計画名	所管局
川崎市総合計画(次期)	総務企画局
第3次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」(次期)	教育委員会事務局
川崎市文化財保存活用地域計画	教育委員会事務局
第3期川崎市文化振興計画	市民文化局
都市計画マスタープラン全体構想	まちづくり局
川崎市緑の基本計画	建設緑政局
第3次かわさき観光振興プラン	経済労働局

図1 関連する主な計画

3 第2期保存活用計画の構成（目次案）

第1章 計画改定の沿革・目的	第6章 橘樹官衙遺跡群の保存管理
第2章 橘樹官衙遺跡群の概要	第7章 橘樹官衙遺跡群の活用
第3章 橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素	第8章 橘樹官衙遺跡群の整備
第4章 現状と課題	第9章 管理運営と体制
第5章 橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針	第10章 施策の実施計画策定と進捗管理

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

4 計画の期間と進捗管理

〔計画期間〕

第1期保存活用計画で概ね30か年の中長期方針として示した基本的な指針と、当面実施する具体的な取組としての短期方針を定めたが、**第1期保存活用計画策定後の国史跡追加指定及び史跡整備状況等を踏まえ、第2期保存活用計画の計画期間は、次期総合計画（基本計画）の計画期間に合わせた令和8年度から令和19年度までの12年間とする。**

〔進捗管理〕

史跡の保存・活用には継続的な計画自体の経過確認と、定期的な点検評価が必要であるため、経過確認及び点検評価を適切に行うことで、各施策の到達進度の把握や課題の抽出を行う。点検評価については、概ね6年ごとに行う。

到達進度を表す指標は、文化庁等の指導・助言を受けながら、川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会（以下「調査整備委員会」という）で審議の上、保存管理・活用・整備・管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況・実績の点検・課題抽出等を明示したチェックシート（自己点検シート）に示す。

5 史跡橘樹官衙遺跡群の概要

（1）指定告示

名称：史跡橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年 3月10日付 文部科学省告示第 38 号 [史跡指定]
平成30（2018）年10月15日付 文部科学省告示第195号 [追加指定]
平成31（2019）年 2月26日付 文部科学省告示第 26 号 [追加指定]
令和 3（2021）年 3月26日付 文部科学省告示第 49 号 [追加指定]
令和 3（2021）年10月11日付 文部科学省告示第164号 [追加指定]
令和 4（2022）年 3月15日付 文部科学省告示第 29 号 [追加指定]

（2）指定の理由

多摩丘陵の平坦面に立地する**武蔵国橘樹郡家正倉跡である千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕**と、評の役所の施設の可能性がある掘立柱建物跡なども検出された**郡寺跡である影向寺遺跡からなる**。地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる全国的にも希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、**7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要**である。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

（3）指定地の概要

- ・所在地：川崎市高津区千年字伊勢山台415番2外102筆
- ・面積：21,625.08㎡
- ・所有関係：国有地 548.25㎡（所管：財務省関東財務局横浜財務事務所）
市有地 8,800.85㎡
民有地12,824.23㎡（所有者7、宗教法人1、地役権者1、地上権者1）

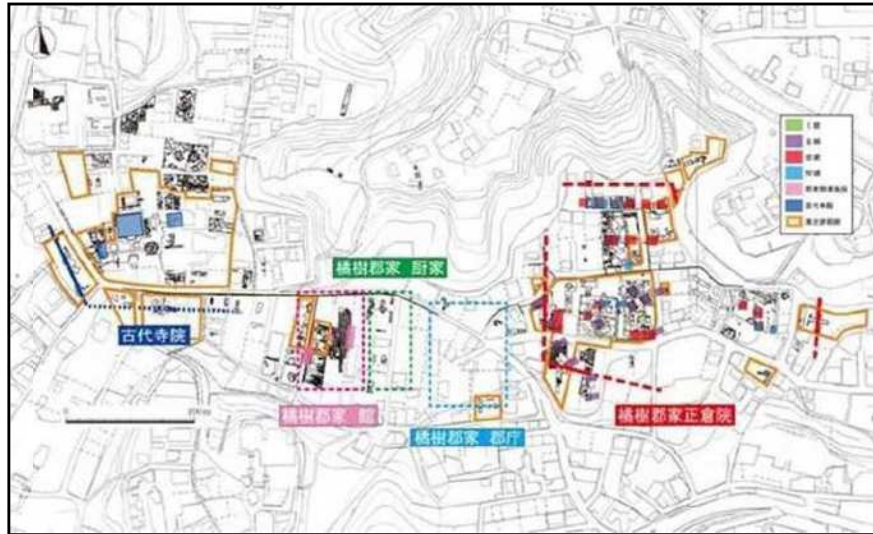


図2 橘樹官衙遺跡群主要施設推定配置図

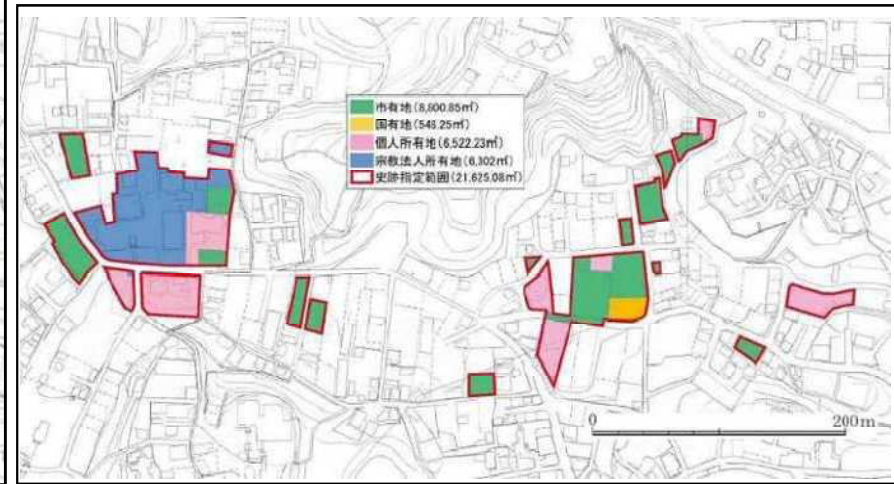


図3 史跡橘樹官衙遺跡群における指定範囲と土地所有区分図

6 第2期保存活用計画の対象範囲

史跡橘樹官衙遺跡群の指定範囲は、遺跡群の一部にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している神奈川県指定史跡やその他の遺跡・文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な活用を図ることが可能となる。

第2期保存活用計画では、第1期保存活用計画から引き続き、右図の範囲を「橘樹官衙遺跡群周辺地域」として取扱う。

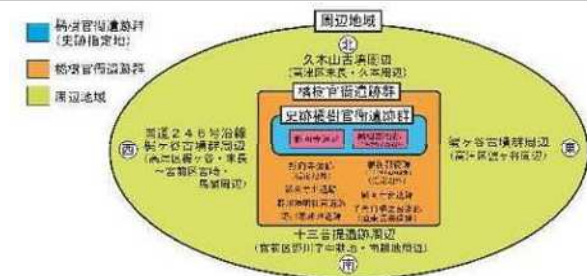


図4 保存活用計画における対象区域

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

7 現状と課題

(1) 保存管理

- ・ 史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
- ・ 橘樹歴史公園は、地域の町会等が母体となっている保存会の協力を得ながら、川崎市教育委員会が日常的な保存管理を行っている。
- ・ 橘樹官衙遺跡群のシンボルである全国初の飛鳥時代の復元倉庫は木造建築物であることから、定期的に劣化調査等を行い、計画的にメンテナンスを行う必要がある。

(2) 活用

- ・ 教育委員会や区役所・市民活動団体等が行うまち歩き事業等において、史跡橘樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、**橘樹郡家跡では復元倉庫・案内板・解説板・パンフレット等を用いた解説や倉庫内部特別公開等を行っている。**
- ・ 川崎で育ち、将来を担うこども達が地域の歴史を伝える史跡を知ることが非常に重要であり、現在も学校への出前授業や校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は現状では困難である。
- ・ 史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等既存媒体を利用するとともに、X（旧ツイッター）やメルマガ等、SNS等を活用した情報発信も行っている。

(3) 整備

- ・ **遺跡の位置関係や内容、周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備・施設の設置が不十分**である。
- ・ 橘樹歴史公園や史跡を訪れる人たちは、バス停が所在する通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、橘樹歴史公園や史跡周辺は道路幅が狭く、日中の車の通行量も比較的多いため、利用者等から歴史公園と橘樹官衙遺跡群内に所在するその他の土地との間を移動する際に危険を感じる場合があるとされている。
- ・ **橘樹歴史公園及び史跡にはトイレや夏の暑さをしのぐ休憩所等がない。**
- ・ 橘樹歴史公園や史跡は地域住民の生活空間と重なっていることから、史跡を見学する際等は周辺住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

(4) 管理運営体制

- ・ 史跡の保存・管理は、既に地元町会が母体である史跡保存会と歴史公園の除草・ゴミ拾い等を年数回協働して行っているが、保存会の高齢化等により活動の継続が困難になってきている。
- ・ 史跡整備等の進展に応じて、公有地の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政庁との連携調整を図っていく必要がある。

8 橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針

【基本的な指針】

（1）史跡橘樹官衙遺跡群の確実な保存と継承

史跡橘樹官衙遺跡群は、我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域のかげがいのない歴史的・文化的資産であることから、将来にわたって確実に保存し、継承する。

（2）継続的調査による遺跡群の全体像の解明

史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明や関連する遺跡などの歴史的価値を把握するため、それらの情報を広く発信し、市民・地元住民等の理解を得ながら、継続的に調査を実施していく。

（3）史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺の景観と歴史的・文化的資産を活用した歴史的まちづくりの推進

史跡橘樹官衙遺跡群及び周辺地域には、多くの遺跡や文化財、谷戸や緑地等が所在しており、橘樹官衙遺跡群とこれら文化財や自然環境等を総合的に捉え、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史資産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する。

（4）地域を知る学びの場や人材を育成するひとづくりの場としての整備・活用

史跡橘樹官衙遺跡群の整備・活用を通じ、歴史や文化を知ることで郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るとともに、それらを担う人材の育成を図る。

（5）管理運営体制の構築・整備

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、市の文化財保護部局が中心となり、関係行政機関・土地の権利者・地域住民・企業等が広く連携する管理運営体制の構築を目指す。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

【短期的な指針】

史跡橘樹官衙遺跡群については、基本的な指針に基づき長期的な保存活用を進めていくが、遺跡群の全容解明、史跡の追加指定、土地の公有地化等については、長期的な視点で、段階的に進展していくことから、まず漸次取組むことが可能な、今後12年間の短期的な保存管理・活用等に関する方針を定める。

- （1）本格的な整備を行う前に簡易的な解説板やサイン等を設置し、市民等が活用しやすい環境を整える。
- （2）重要な遺構等がすでに発見されている、または新たに発見された土地の中で、史跡整備を実施する計画範囲内の土地や、地下に遺跡を保存した状態（現状保存）での利活用が困難になった土地については、関係者等との協議を行った上で、地権者等の理解と協力のもと、国史跡への追加指定及び公有地化を図る。
- （3）公有地化した土地が有する条件等に応じて整備計画を決定し、計画に基づき段階的に保存整備・活用を推進する。
- （4）史跡橘樹官衙遺跡群の価値を広く知ってもらうための情報発信を積極的に図る。
- （5）史跡に関連した現地見学会や講座等を通じて、市民等への周知を図るとともに、史跡の保存を図る社会的雰囲気作りを進める。

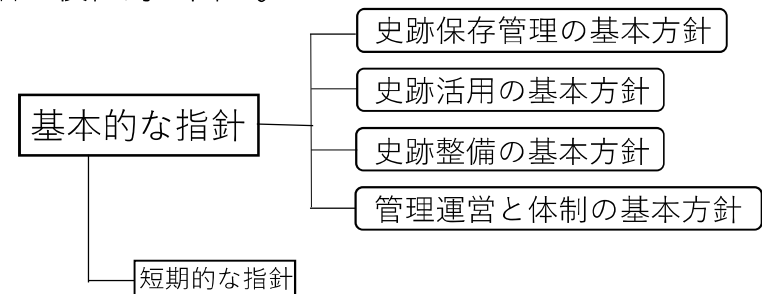


図5 第2期保存活用計画の構成

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

10 史跡保存管理の基本方針

史跡の価値、課題の整理、保存活用の基本的な指針を踏まえ、史跡を適切に保存管理していくための基本方針を次のとおり定める。

（1）史跡の確実な保存と継承

史跡指定地のうち千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕は確実に保存管理し、整備・活用を図るため、遺跡の保存に必要な措置を講じる。また影向寺遺跡は、影向寺境内での宗教活動に支障がないよう十分配慮しつつ、遺跡を確実に保存管理する。

（2）地域と協働した史跡の保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群が所在する橘・野川地区の町内会、影向寺関係団体等、地域全体の理解を得ながら協働して保存管理を行いつつ、文化庁や神奈川県、川崎市の関係部局、学術研究団体等とも連携を図り、市民・有識者・行政が幅広く協力して保存管理を行う。



写真1 史跡保存会の活動

（3）遺跡の保存方法と公有地化の方針策定

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり確実に保存管理し、広く市民が活用するための整備を実施するため、整備計画を踏まえながら公有地化の方針を定める。

（4）史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明に向けた調査の実施と追加指定

史跡橘樹官衙遺跡群の調査を継続的に実施し、遺跡群の全容解明を進めることで、遺跡群の価値をさらに高め、その調査成果に基づき遺跡の保存を図る。また、遺跡群内の未指定地についても、調査成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性が明らかになった地域は、住民や地域の理解を得て、追加指定を図り、遺跡の保存を図る。

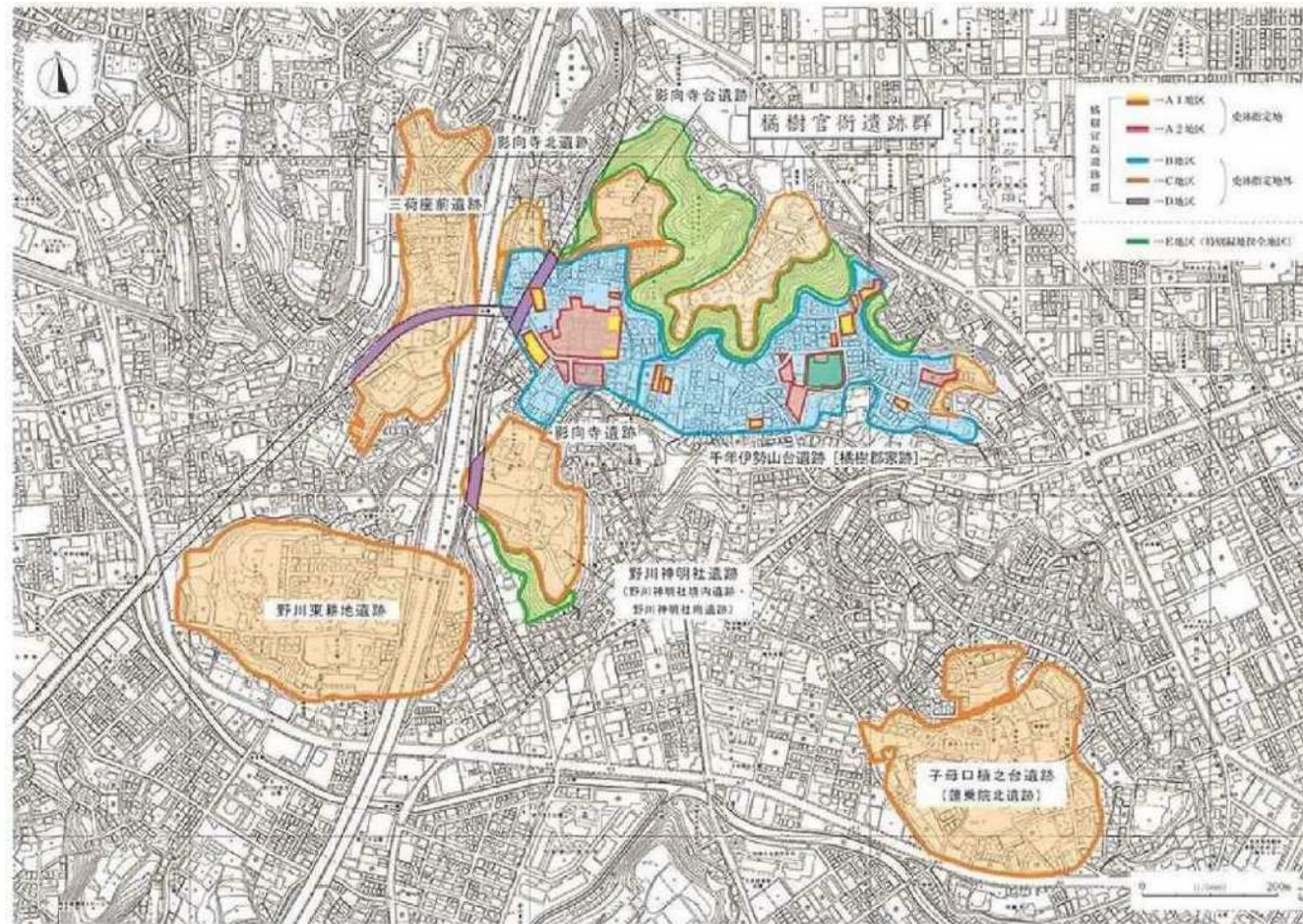
（5）周辺の歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定される未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く所在している。ガイドンス機能の充実や、古代の景観を体感できる植生が残る特別緑地保全地区を含め、周辺地域で望ましい植生の在り方について検討を進める等、その恵まれた地域の特性を活かしながら実際に歴史や自然を体感・体験できる場と、史跡の歴史・自然文化資産等を学習する場との、バランスの取れた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

【地区区分と構成要素】

古代武蔵国橘樹郡の役所跡である千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と、白鳳寺院跡である影向寺遺跡から構成される史跡橘樹官衙遺跡群について、今後の保存整備・活用を円滑に進めるため、史跡指定地における土地所有状況等によって、地区区分を行う。



第2期保存活用計画 における地区区分

- A1地区：国史跡指定地で公有地化済
- A2地区：国史跡指定地で民有地
- B地区：A1・A2地区以外の千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡のうち、D・E地区を除いた範囲
- C地区：周辺の関連遺跡
- D地区：影向寺遺跡のうち、都市計画道路敷の範囲
- E地区：周辺の特別緑地保全地区

図6 保存管理の基本方針に基づく地区区分

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

【土地公有地化の方針】

史跡橘樹官衙遺跡群は、川崎市にとって非常に高い歴史的価値を有していることから、将来にわたり保存・整備・活用を進めていくことが重要である。よって、**橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、下表に基づき、遺跡の保存方法及び公有地化の方針を定める。**

なお、遺跡の保存方法については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法等を踏まえ選定する。

ただし、原則、公有地化をしない方針であるB地区に所在する土地で、文化庁等から国史跡相当と評価される遺構等が確認されている場所については、地権者の都合により遺跡の現状保存が困難になった場合は、地権者等と協議を行い、国史跡追加指定によりA2地区にした上で、国庫補助を活用して公有地化を図る場合もある。

地区区分	方針	考え方
A1地区		・既に公有地化済。
A2地区	状況に応じて 公有地化を図る	・基本的に、現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱う。 ・ただし、寺院地を除く民有地については、地権者からの要請があれば優先的に公有地化することを条件に史跡指定の同意を得ていることから、地権者からの要請に応じて、国庫補助等を活用した公有地化を図る。 ・また、地権者の都合により、現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画範囲を鑑み、地権者及び関係者等との協議を行い、国庫補助等を活用した公有地化を図る。
B地区	原則 公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・ただし、郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認されている区域、又は、調査等によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域で、地権者の都合により、現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法等を踏まえ、必要に応じ、地権者及び関係者等との協議を行い、国史跡への追加指定（A2地区への編入）及び国庫補助等を活用した公有地化を図る。
C地区	公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・また、調査等により、新たに遺構等が確認された場合は、原則、記録保存で対応する。
D地区	公有地化しない	・現状保存（地下に遺跡を保存した状態）として取扱い、公有地化しない。 ・なお、当該地区は、都市計画道路予定地であることから、整備に向けて事業化する状況になった場合には、関係機関等と協議を行い、改めて取扱いを決定する。
E地区	公有地化しない	・特別緑地保全地区として、すでに一定程度公有地化され、緑地保全が図られていることから、遺跡の保存に影響を及ぼす可能性は低く、公有地化しない。

※公有地化の検討にあたっては、その土地が崖地を有する又は崖地に面するなどの場合、崩落等の可能性の確認等、資産を保有することのリスクを十分に確認し、判断する。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

1.1 史跡活用の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群は、東国における古代律令制度に基づく地方支配の実態を明らかにする上で、極めて重要な価値を有する遺跡である。この史跡を将来にわたり、確実に保存していくため、遺構を適切に保存管理するとともに、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えていくための活用も推進していかなければならない。

史跡の活用については、橘樹歴史公園に復元した飛鳥時代の倉庫を見て、古代の雰囲気を感じてもらうだけでなく、地形に合わせて規則的に配置された橘樹郡家正倉院及びその他の郡家諸施設の様相、郡家に隣接して造営された古代寺院、かつてそれらの施設で行われたであろう郡家の政務や儀礼、役人達の活動の様子について想像してもらう等、楽しく史跡に触れ合ってもらえる取組を行う。

これらを踏まえ、史跡活用の基本方針を次のとおり定める。

(1) 史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信

史跡橘樹官衙遺跡群やその価値等を様々な手段を用いて広く周知していくとともに、新たに発見された成果等を速やかに発信し、情報の共有を図る。また、市民と連携し、これまでの調査・研究成果を公開・活用するとともに、研究機関とも連携し、全国的な調査研究を進める。



写真2 発掘調査現地見学会

(2) 地域の歴史・魅力を学ぶことのできる場づくり

学校教育と連携を図り、史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や価値を学び、周辺の谷戸や豊かな緑地など、多様で豊かな地域の魅力を認識することができる場とするとともに、生の歴史に触れた感動や驚嘆といった貴重な体験をできる場とする。また、自らのルーツや歴史に対する興味等、生涯学習の場として幅広い年代の方が学ぶ場とする。



写真3 小学校課外授業

(3) 史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進

地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橘樹官衙遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図り、またボランティア等それらを担う人材の育成も図る。

また、史跡等の歴史的・文化的資産も地域の資産として活用すべきものであることから、周辺に住宅地が広がる史跡用地において、災害時の避難場所や防災用具の保管場所等、地域の防災拠点としての機能を担うことも想定される。



写真4 寺子屋での古代体験

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

1.2 史跡整備の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡整備については、次の視点を持ちながら、全体として郡家や古代影向寺等の景観が理解できるような整備を目指すものとする。また、示した視点を考慮し、各々の必要性、規模等の適切性・妥当性等を確認し、社会状況を踏まえながら、必要に応じて整備を行うものとする。

なお、詳細は別途策定予定の整備基本計画で定めることとし、状況に応じて、段階的な整備も視野に入れる。

【視点】

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための機能
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できるような機能
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能
- (5) 史跡のサイン等、ガイダンス機能、便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能

【A1地区における暫定的な対応の考え方】

当該地区の整備は、原則、史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（以下「第2期整備基本計画」という。）で決定した整備方法に基づき進めていくが、当該地区の一部については、用地が狭小等の理由で計画的な整備の実施が困難な場所も存在する。しかし、国庫補助を活用して公有地化した用地については、可能な限り市民の利活用に供する必要があることから、こうした用地については、第2期整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでの間、次のような考え方に基づき、暫定的な対応を検討する。

- ①基本的には別途策定する整備基本計画に基づき、段階的な整備を進めるものとするが、用地取得の経緯を鑑み、周辺用地の公有地化の見通しや費用対効果等を考慮しながら、必要に応じて、暫定的な対応を行う。
- ②暫定的な対応を行う場合は、次の点を踏まえるものとする。
 - ・ 駐輪場等、橘樹歴史公園で不足している機能が確認されていることから、歴史公園との位置関係等を鑑み、状況に応じて歴史公園に不足している機能の補填が可能かどうか検討する。
 - ・ 用地の面積を踏まえ、当該用地周辺の住宅状況や公共的機能の状況等に考慮し、市民の利活用に資する機能の付与が可能かどうか検討する。
 - ・ なお、暫定的な対応を行うにあたっては、遺跡の保護や、効果的・効率的な史跡の維持管理等に向けた視点をもって検討する。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）概要版

1 3 管理運営と体制の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力には限界があることから、土地の権利者、地域住民、企業、研究者、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。これらを踏まえ、史跡の管理運営と体制に関する基本方針を示す。

- (1) 川崎市が史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進
- (2) 土地の権利者の理解と協力を得た管理運営の実施
- (3) 文化庁、神奈川県教育委員会をはじめ、関係行政機関との連携による保存管理

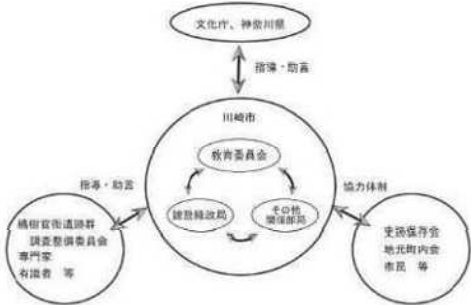


図7 管理運営・体制のイメージ

1 4 施策の実施計画策定と進捗管理

【実施すべき施策】

- (1) 保存
- (2) 整備
- (3) 活用

【実施期間】

第2期保存活用計画の計画期間は12年間であることから、概ねこの計画期間内に実施すべき施策（短期的施策：12年間）と、現状で中長期的に実施すべきと考えられる施策（中長期的施策：概ね30ヶ年）を示す。

【施策の進捗管理と方法】

史跡の保存・活用には継続的な計画自体の経過確認と、定期的な点検評価が必要であるため、経過確認及び点検評価を適切に行うことで、各施策の到達進度の把握や課題の抽出を行う。点検評価については、自己点検シートを用い、6年ごとに行う。

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート

史跡の名称	史跡橘樹官衙遺跡群
管理団体	川崎市
自己点検項目 (各項目に対する達成度「五段階評価」：高い・やや高い・普通・やや低い・低い)	
① 保存管理	ア) 史跡指定区域内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保存されているか。
	イ) 記録調査等による遺構・遺物の調査・管理されているか。
	ウ) 史跡の本来的な価値を有しないその他の要素（建設物・工作物・道路・水路・埋設物・木竹等）について、遺構を傷つけることなく取扱いが行われているか。
	エ) 指定区域内の国有地の公有地化に向け、土地の権利者の要望等を踏まえた計画的な働きかけを行っているか。
	オ) 史跡指定の達成保全のために、地元住民や関係団体・機関等との合意・連携は図られているか。
② 活用	カ) 遺構活用・展示計画に定められた内容等の具体的な方策を定め、史跡周辺の環境を良好にするために適切な施策がとられているか。
	キ) 橘樹官衙遺跡群の保存管理を促すため、積極的にかつ科学的調査・研究が行われているか。
	ク) 活用事業に関係する人々は、遺跡群の価値を共有したうえで、参画できているか。
	ケ) 史跡が民間団体の管理（託管）や行政部門と連携して運営されているか。
	コ) 史跡指定区域として、橘樹官衙（跡地）や古戦場跡等を学ぶために必要な情報や観覧を提供しているか。
③ 整備	カ) 学芸館等との連携は図られているか。
	キ) 生活学習活動との連携は図られているか。
	ク) 市民の交流の場、憩いの場として活用されているか。
	ケ) 川崎市域の歴史・文化の資源としての連携は図られているか。
	コ) 市外・県外の近代官衙遺跡との連携は図られているか。
④ 管理運営と体制	サ) 活用事業に関係した各種調査及び調査結果は適切に整理・公開されているか。
	シ) 史跡の価値を広く認知するための広報等は実施されているか。
	ス) 駐車場や駐車場改善、利用者のための利便性向上が図られているか。
	セ) 史跡へのアクセスについて、既存の公共交通との連携は図られているか。
	ソ) 遺構保護のための適切な整備が行われているか。
	タ) 公有地の適切な活用が図られているか。
	チ) 地元住民や関係団体・機関等の要望等を踏まえた整備が行われているか。
	ツ) 保存管理・活用に必要な、適切な体制が整備されているか。
	テ) 市民と協働した保存・活用の推進は、適切な方法で実施されているか。
	ト) 史跡保存会等の関係団体は適切に連携しているか。
	ニ) 市・県・市等の関係団体・機関等との連携が図られているか。
	ホ) 関係団体・機関等との連携が図られているか。
	ヘ) 関係団体等との連携共有は適切に行われているか。
	ヘ) 保存管理・活用・整備・維持管理・運営に必要な予算や人員が十分確保し、それぞれの役割に適切に配分されているか。

図8 自己点検シート

史跡橘樹官衙遺跡群第 2 期整備基本計画（素案） 概要版

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

1 計画改定の経緯等

平成30（2018）年2月、史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、その価値と魅力を広く伝えていくため、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」（以下「第1期保存活用計画」という。）で、史跡の「保存管理」、「活用」、「整備」、「管理運営体制」の基本方針を定めた。また、史跡の整備については、文化庁から市の基本的な方針を定めた上で実施するよう指導を受けるとともに、地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るため、史跡の保存整備に関する詳細な内容については整備基本計画で提示することを第1期保存活用計画で謳ったことから、平成31（2019）年1月に「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」（以下「第1期整備基本計画」という。）を策定した。

その後、史跡橘樹官衙遺跡群を取り巻く環境が大きく変化するとともに、継続的に実施してきた発掘調査によって得られた新たな知見等により、第1期整備基本計画の整備内容が歴史的事実と異なっていることが判明したため、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会や文化庁の指導を受けつつ、第1期整備基本計画を改定することとした。

2 第2期整備基本計画の期間

第1期整備基本計画は、短期計画（10年）及び長期計画（30年）としていたが、橘樹官衙遺跡群を取り巻く環境の変化等が大きく、長期的な計画を定めることは困難なことから、第2期整備基本計画の計画期間は、史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（以下「第2期保存活用計画」という）と同様に、次期総合計画（基本計画）の計画期間に合わせ令和8年度から令和19年度までの12年間とする。

3 計画の位置づけ

第2期整備基本計画は、「川崎市総合計画」・「第3次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」」等の上位計画や「川崎市文化財保存活用地域計画」・「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画」等の関連計画と連携し、第1期整備基本計画で定めた方針等を踏襲しつつ、第1期整備基本計画策定後に生じた状況や変化等を踏まえた史跡整備計画を定める。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

4 第2期整備基本計画の構成（目次案）

第1章 計画改定の沿革と目的
第2章 史跡を取りまく環境
第3章 橘樹官衙遺跡群の概要

第4章 整備の方針と目標
第5章 整備の基本計画
第6章 史跡整備計画

5 史跡橘樹官衙遺跡群の概要

（1）指定告示

名称：史跡橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年 3月10日付 文部科学省告示第38号 [史跡指定]

平成30（2018）年10月15日付 文部科学省告示第195号 [追加指定]

平成31（2019）年 2月26日付 文部科学省告示第26号 [追加指定]

令和3（2021）年 3月26日付 文部科学省告示第49号 [追加指定]

令和3（2021）年10月11日付 文部科学省告示第164号 [追加指定]

令和4（2022）年 3月15日付 文部科学省告示第29号 [追加指定]

（2）指定の理由

多摩丘陵の平坦面に立地する武蔵国橘樹郡家正倉跡である千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と、評の役所の施設の可能性のある掘立柱建物跡なども検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる全国的にも希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

（3）指定地の概要

- ・所在地：川崎市高津区千年字伊勢山台415番2外102筆
- ・面積：21,625.08㎡
- ・所有関係：国有地 548.25㎡（所管：財務省関東財務局横浜財務事務所）
市有地 8,800.85㎡
民有地12,824.23㎡（所有者7、宗教法人1、地役権者1、地上権者1）

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

6 史跡橘樹官衙遺跡群における保存整備の状況

(1) 国史跡指定以前

平成18（2006）年度 高津区千年の土地（約1,651㎡）の2／3を財務省から取得

平成19（2007）年度 整備工事实施

平成20（2008）年7月 都市公園（都市緑地）「たちばな古代の丘緑地」として供用開始

平成26（2014）年度 たちばな古代の丘緑地西側隣接地（約1,200㎡）で開発計画が発生し、遺跡を保存するため川崎市土地開発公社が先行取得

(2) 国史跡指定後

平成27（2015）年度～令和4（2022）年度 土地開発公社が先行取得した土地を含め、史跡橘樹官衙遺跡群の指定地で、遺跡の保存が困難な土地の土地所有者からの要望があった土地について取得（国庫補助活用）

※平成31（2019）年1月 第1期整備計画策定

令和元（2019）年度～令和5（2023）年度 第1期整備計画短期計画第1期に基づく史跡整備実施

令和6（2024）年5月18日 都市公園（歴史公園）「橘樹歴史公園」オープン

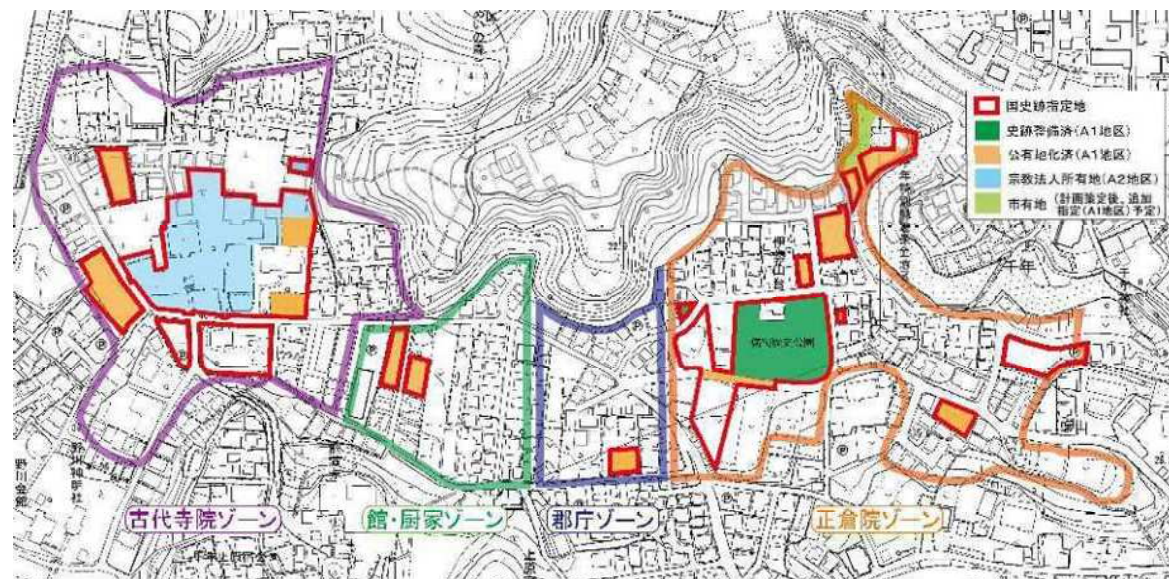


図1 史跡橘樹官衙遺跡群の指定範囲及び公有地化等の状況

7 整備の基本方針

【基本方針～保存活用計画～】

活用

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信
- (2) 地域の歴史・魅力を学ぶことのできる場づくり
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進

整備

※次の視点を持ちながら、全体として郡家や古代影向寺等の景観が理解できるような整備を目指す

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための機能
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できるような機能
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能
- (5) 史跡のサイン等、ガイダンス機能、便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能



活用・整備の基本方針を踏まえ、史跡指定地及びその周辺の整備目標を定める

整備目標

- ①橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域の歴史を身近に感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を五感によって体感できる場として整備する。
- ②自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的で多面的に利活用ができる場として整備する。
- ③橘樹官衙遺跡群がかつて果たしていた、古代武蔵国の南部（川崎市及びその周辺地域）を中心とした文化・交流の結節点の役割を現代に継承し、この地域の歴史や文化を、市民だけでなく、広く周辺地域にも情報発信できる場として整備する。
- ④地域住民・市民等が絶えず行き交い、様々な交流を行うことができる文化的活動の拠点として整備する。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

8 第2期整備計画

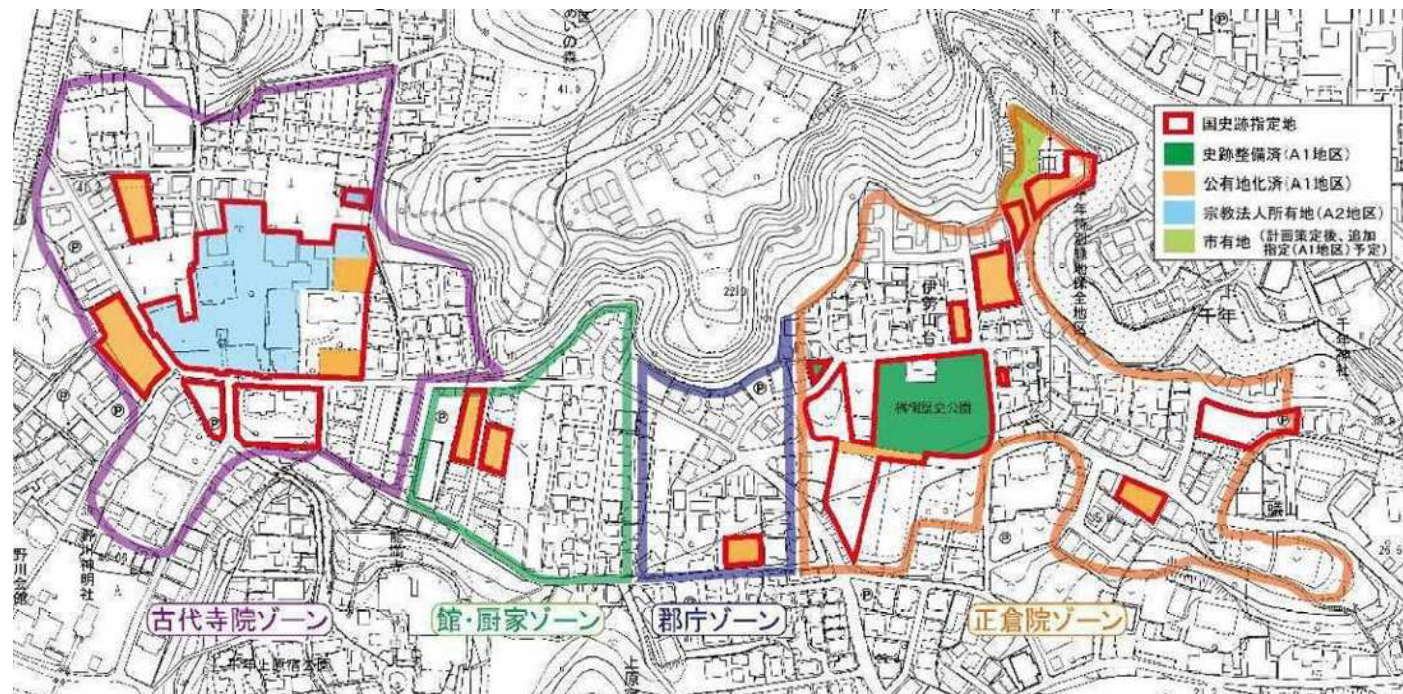
(1) 地区区分（第2図）と地区別整備計画～第2期保存活用計画で定めるA1地区を対象とする。

古代寺院ゾーン・・・確認している遺構の平面表示等を含む歴史公園整備を行うとともに、本格的な整備を実施するまでの間、必要に応じ、市民が利用できるよう暫定整備を行う。

館・厨家ゾーン・・・本格的な整備を実施するまでの間、必要に応じ、市民が利用できるよう暫定整備を行う。

郡庁ゾーン・・・本格的な整備を実施するまでの間、必要に応じ、市民が利用できるよう暫定整備を行う。

正倉院ゾーン・・・確認している遺構の平面表示等を含む歴史公園整備を行うとともに、本格的な整備を実施するまでの間、必要に応じ、市民が利用できるよう暫定整備を行う。



第2期保存活用計画 における地区区分案

A1地区：国史跡指定地で公有地化済

A2地区：国史跡指定地で民有地

B地区：A1・A2地区以外の千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡及び影向寺遺跡のうち、D・E地区除いた範囲〕

C地区：周辺の関連遺跡

D地区：影向寺遺跡のうち、都市計画道路敷の範囲

E地区：周辺の特別緑地保全地区

図2 地区区分計画案

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

（2）遺構に関する整備

遺構に関する整備（遺構表示〔一部立体表示・平面表示等〕、発掘調査等）について、次の基本的な考え方に基づき実施する。なお、郡庁ゾーンについては、本期で整備は実施しない。

①遺構の整備手法

第1期整備基本計画において飛鳥時代の倉庫を復元したことから、第2期整備基本計画では遺構の復元は行わず、可能な範囲で、第1期整備基本計画において実施した掘立柱建物の柱の一部立体表示や、溝状遺構等は平面表示を行う。

②地区（ゾーン）ごとの整備

遺構の整備については、地下の遺構に影響が及ばないよう盛土保存を行った上で実施する。

【古代寺院ゾーンの遺構整備】遺構の平面表示等を行う。

【橘樹郡家正倉院ゾーンの遺構整備】郡家正倉の一部立体表示や外周区画溝の平面表示等の整備を行う。

（3）動線に関する整備

動線に関する整備については、次の基本的な考え方に基づき実施する。

①動線・サイン計画 ②園路 ③広場

（4）地形造成に関する整備

造成に関する整備については、次の基本的な考え方に基づき実施する。

①造成 ②電気・給排水

（5）修景及び植栽等に関する整備

修景及び植栽に関する整備について、史跡の修景等の観点から、次の基本的な考え方に基づき実施する。

①遺構に損傷を与えると判断された既存木は、伐根に考慮しながら伐採する。

②周辺の建築物等に対し、遮断植栽の配植を原則とするが、植栽の配植が周辺建築物等に影響が及ぼす場合、より適切な遮断機能を配置する。

③必要な箇所芝生等の地被植物の植栽を原則とするが、整備地の状況や利用者の利便性、整備後の維持管理等も踏まえ、ダスト舗装等、より適切な地被又は舗装等の整備を行う。

④日常的な市民の憩いの場として利用されるよう、快適な滞在が可能な緑陰の創出や、既存植栽の活用を図る。

⑤歴史的景観の整備を考え、古代の植生等に配慮した植栽を行うが、整備地の立地や条件等に応じ、近接する緑地保全地区や農地の景観、住環境等との調和を図った植栽とする。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

（6）施設に関する整備

施設に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

区 分	施 設	
学習施設	標識・案内板・説明板等	・ 史跡に指定されている地域であることを示すため、必要に応じて、史跡各所に標識（史跡標柱）を設置する。 ・ 遺跡群全体や発掘調査成果等をもとに案内板・説明板等を設置する
	ガイダンス施設	・ 今後、橘樹歴史公園における市民の利用状況や橘樹官衙遺跡群への市民ニーズ等を精査し、 史跡の活用を効果的に進める方法等について庁内検討を進める中で、ガイダンス施設の設置の必要性等についても確認していくことから、一定程度の方向性が整理されるまでの間、様々なガイダンス機能を充実させることで対応する。
便益施設等	ベンチ・多目的活用広場・トイレ等	・ 適切な配置を図ることができるよう検討を行い、施設の整備を行う。 ・ 公有地化した土地の中で、当面本格的な史跡整備が実施できない土地については、利用者の利便性向上を図るため、駐車場や駐輪場等として暫定利用できるよう検討する。
安全管理施設	照明灯・フェンス等	・ 適宜設置する。

【充実させるガイダンス機能】

①展示・学習機能

橘樹官衙遺跡群の本質的価値や歴史的変遷、古代官衙全体の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等を学習できるよう、**近隣の公共施設等を活用し、パネルによる解説や出土遺物等の展示を行う展示スペースを設置**する等、ガイダンス機能の充実を図る。

②案内・広報機能

来跡者が遺跡群を見学する際に必要となる情報を提供するため、**遺跡群やその発掘調査成果等を市内外に広く情報発信するためのパンフレット・チラシ等を作成**し、近隣の公共施設等に配架スペースを設置し、配布する。また、**ウェブサイト等での情報発信**を積極的に行うとともに、**デジタルマップの公開**やアプリを用いた音声ガイド等、**利用者の利便性向上に努める**。

（7）公開・活用

市ホームページやパンフレットの作成及びX（旧ツイッター）やメルマガ等のSNSで情報発信し、イベントや歴史講座などの「普及啓発活動」の事業を幅広く展開する。またこうした活動を通じて、イベントや史跡のガイド等の担い手を育成することで、持続可能な公開・活用事業を展開していく。また、市内外を問わず様々な組織等からの参加を呼びかけさらなる利活用を図っていく。

- ①情報発信 ②普及啓発活動 ③公開・活用の担い手づくり

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

（8）管理・運営

史跡の管理・運営について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

①管理・運営に関わる事業

- ・文化財保護法第119条第1項に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置・維持管理、届出等を行う。
- ・整備事業の進捗に伴い、史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検等を行う。
- ・国史跡指定地の公有地化は、長期にわたる取組が想定されるため、公有地化が完了した土地の中に、長年本格的な整備が実施できず活用されない土地がないよう、簡易的な整備を行い、暫定的に市民利用に供する。

②管理・運営の実施体制

- ・橘樹歴史公園に設置した諸施設の定期点検等を行い、復元した飛鳥時代倉庫の継続的な調査（経年劣化・破損・温湿度等）を実施し、修繕及び補修等の計画を立案する。
- ・立案した計画に基づき、定期的に補修・修繕等を実施する。
- ・定期的に整備地の芝生及び植栽・樹木等の除草・剪定を行い、市民が安心・安全に利活用できる状態を維持する。

③管理・運営の実施体制 → A：行政における保存・活用施策の対応力 B：市民組織・民間団体との協働

9 今後の史跡整備計画（計画期間12年間〔令和8（2026）～令和19（2037）年度〕

（1）史跡整備の優先順位

史跡橘樹官衙遺跡群のうち、第2期保存活用計画で定めるA1地区については、**遺跡の現状保存を最優先に取組を進め、一定程度の土地の公有地化とともに、官衙関連遺構等の保存を実現できたところである。**

この取組により、一定程度の範囲を有する土地が創出されたことを踏まえ、今後、市民等の利活用に向けた取組を進める段階であることから、敷地の安全性も考慮しながら、計画的に有効活用を図っていく。

そこで、第2期整備基本計画における史跡整備については、次の条件を有する土地から優先的に史跡整備を実施する。なお、利活用に関して、文化庁からの指導も留意した上で、対応を検討していく。

〔史跡整備を優先的に実施する要件〕

- ・斜面崩落等の危険性が高く、周辺住宅等に影響を及ぼす可能性のある土地
- ・橘樹官衙遺跡群における最も重要な歴史的価値である橘花評家跡や橘樹郡家跡が保存され、橘樹歴史公園との相互作用により、その変遷や比較等を効果的に市民に伝えることができる土地
- ・橘樹官衙遺跡群の重要な歴史的価値である古代寺院跡が保存され、その様相を効果的に市民に伝えられる土地
- ・市民等が史跡を利活用する上で必要となるトイレ等（便益施設）の設置が可能な土地

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

（2）整備計画案

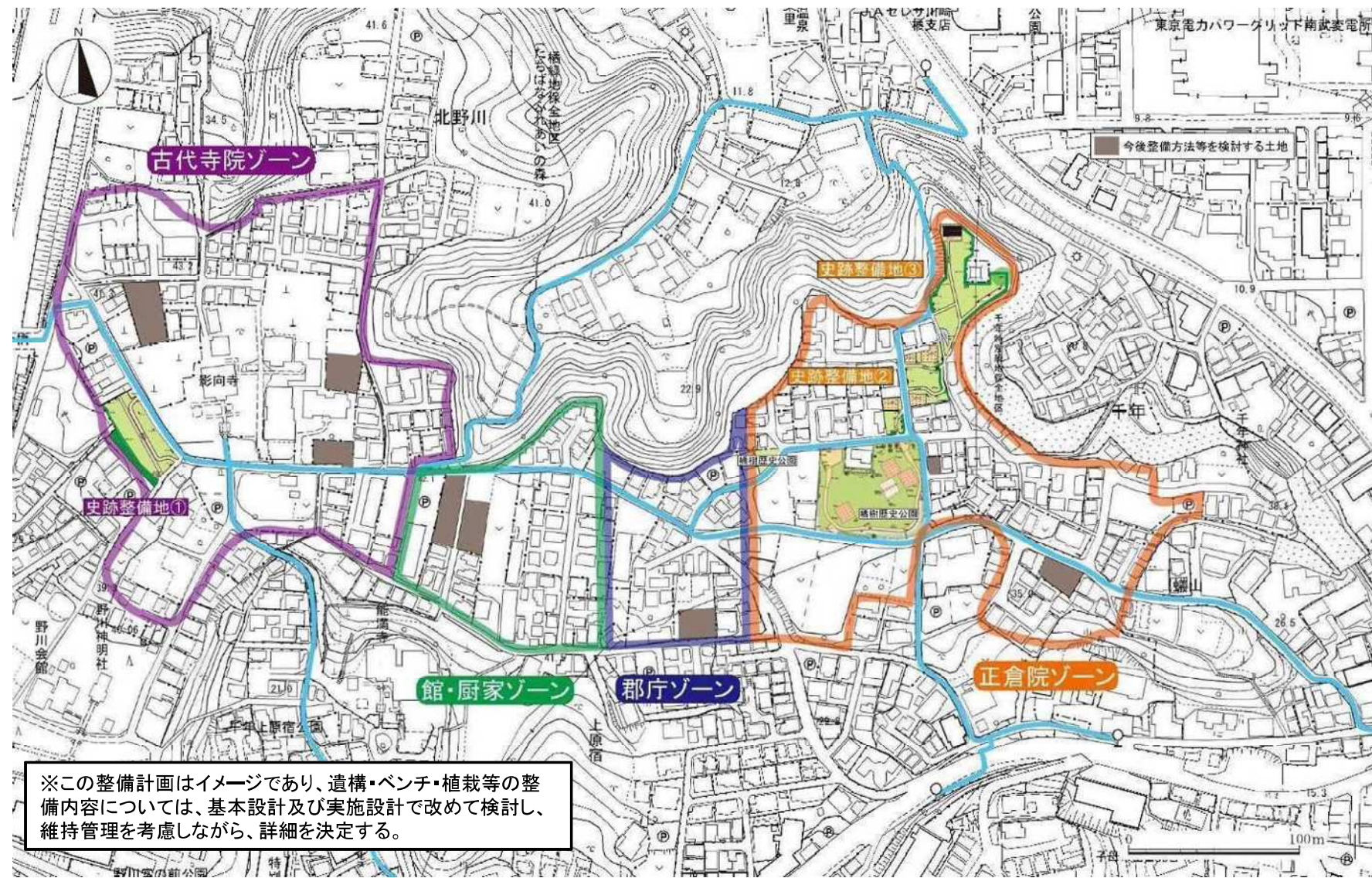


図3 第2期整備計画案

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

（3）整備スケジュール案



図4 史跡整備地①（影向寺ゾーン）整備計画案

① 整備スケジュール（前半6カ年（令和8～13年度））

- ▼令和8（2026）～10（2028）年度
古代寺院ゾーンのA1地区に位置する**史跡整備地①**、及び、正倉院ゾーンに位置する**史跡整備地②**における整備の実施（基本設計、実施設計、整備工事等）
- ▼令和11（2029）～13（2031）年度
正倉院ゾーンに位置する**史跡整備地③**における整備の実施（基本設計、実施設計、整備工事等）

② 整備スケジュール（後半6カ年（令和14～19年度））

歴史公園との関係性や**史跡整備（史跡整備地①～③）完了後の市民の利活用状況等を踏まえ、整備場所及び整備内容を決定する。**



図5 史跡整備地②・③（正倉院ゾーン）整備計画案

※この整備計画はイメージであり、遺構・ベンチ・植栽等の整備内容については、基本設計及び実施設計で改めて検討し、維持管理を考慮しながら、詳細を決定する。